

大阪市告示第587号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援事業の
廃止の届出を受理したので、同法第24条の37第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）